

平成 28 年度における独立行政法人評価に関する 有識者会議の運営について

厚生労働省においては、所管する中期目標管理法人の評価に際し、外部有識者の知見を活用することを目的として、「独立行政法人評価に関する有識者会議」ワーキンググループ（5WG）を開催し、有識者からの意見聴取を行うこととしており、平成 28 年度においては、以下の業績評価等について、意見を聴取する。

【平成 27 年度業務実績評価（年度評価）】

毎事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価であり、全法人が対象。

（独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項第 1 号）

〔国立病院WG〕	国立病院機構
〔医療・福祉WG〕	医薬品医療機器総合機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、福祉医療機構
〔労働WG〕	労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、労働政策研究・研修機構、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構
〔年金WG〕	年金積立金管理運用独立行政法人
〔地域医療機能推進WG〕	地域医療機能推進機構

【中期目標期間見込評価】

中期目標期間の最終年度に実施される中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績の評価であり、平成 28 年度が中期目標期間の最終年度に該当する法人が対象。

（独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項第 2 号）

〔労働WG〕 労働政策研究・研修機構

【中期目標期間実績評価】

中期目標期間終了時に実施される中期目標期間全体の業務の実績の評価であり、平成 27 年度が中期目標期間の最終年度に該当する法人が対象。

（独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項第 3 号）

〔労働WG〕 労働安全衛生総合研究所（労働者健康安全機構）

【業務・組織全般の見直し】

中期目標期間終了時まで、法人の業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものであり、平成 28 年度が中期目標期間の最終年度に該当する法人が対象。

（独立行政法人通則法第 3 5 条）

〔労働WG〕 労働政策研究・研修機構

- （※ 1） 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構は平成 28 年 4 月に統合し、労働者健康安全機構となった。
- （※ 2） 各評価は、中期目標を定めた項目を評価単位として行う「項目別評定」と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する「総合評定」によって行われる（参考資料 2 参照）。
- （※ 3） 年度評価及び中期目標期間評価（見込・期間実績）に係る評定の方法や評定区分の詳細については、参考資料 3「独立行政法人の評価に関する指針（抜粋）」Ⅱ 7（1）及び（2）参照。

＜別添資料＞

別添 1 独立行政法人評価に関する有識者会議開催要綱・構成員名簿

別添 2 独立行政法人評価に関する有識者会議 開催日程

別添 3 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間・中長期目標期間

別添 4 独立行政法人の評価に関するスキーム

別添 5 厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）

別添 6 独立行政法人の評価スケジュール

別添 7 中期目標期間見込評価～中期目標策定までの流れ（概要）

別添 8 参照条文

以上

独立行政法人評価に関する有識者会議 開催要綱

1. 趣旨

独立行政法人の評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2の規定に基づき総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）において、評価の実効性を確保するために必要に応じて外部有識者の知見を活用すること等が示されている。

このことから、厚生労働省が所管する独立行政法人のうち中期目標管理法の類型に該当するもの（以下「法人」という。）について、その業務の特性に応じた実効性のある評価を行うために有識者の知見を活用することを目的とし、法人の評価等に関して客観的かつ専門的な立場から助言を得るため、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）が外部有識者の参集を求めて「独立行政法人評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）会議はワーキンググループ（以下「WG」という。）により編成し、WG、担当法人及び構成員は、別紙のとおりとする。ただし、これらは、必要に応じ、見直すものとする。
- （2）WGに主査を置き、主査はWGの事務を統括する。
- （3）主査が不在のときは、主査の指名する構成員がその職務を代行する。
- （4）厚生労働省政策統括官（総合政策担当）は、必要に応じ、構成員以外の外部有識者の参集を求めることができる。

3. 意見聴取の対象

会議においては、法人の以下に関する事項について意見聴取を行うことができる。ただし、他の手法により行う場合を除く。

- 一 毎事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価（見込評価）
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間における業務の実績の評価（期間実績評価）
- 四 その他一から三までに掲げる事項に関し重要な事項

4. 会議の運営

- （1）会議は、原則として公開とする。ただし、主査は、公平かつ中立な議論等に著しい支障を及ぼすおそれがある等特段の理由があると認められる場合は、非公開とすることができる。

- (2) 構成員のうち、意見聴取の対象に係る法人の事務及び事業について利害関係を有するものは、当該法人に係る評価等に関して参加することはできないものとする。
- (3) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主査が定める。

独立行政法人評価に関する有識者会議 構成員名簿

平成28年7月1日現在

WG・担当法人名		構成員・現職	
国立病院WG 国立病院機構		大西 昭郎※ 明治大学国際総合研究所客員研究員 斎藤 聖美 ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長 田 極 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員 ○松尾 清一※ 名古屋大学総長	亀岡 保夫※ 公認会計士 高瀬 高明 共同通信社編集委員 富田 博樹 日本赤十字社医療事業推進本部本部長 山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
	医療・福祉WG 医薬品医療機器総合機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	五十嵐 邦彦 公認会計士 園田 智昭※ 慶應義塾大学商学部教授 橋田 充 京都大学大学院薬学研究科教授 松原 由美 早稲田大学人間科学学術院准教授 三田 優子 大阪府立大学地域保健学域准教授	石渡 和実 東洋英和女学院大学人間科学部教授 名里 晴美 社会福祉法人訪問の家理事長 平井 みどり 神戸大学医学部附属病院薬剤部長・教授 ○真野 俊樹 多摩大学医療・介護ソリューション研究所所長・教授
労働WG 労働者健康安全機構 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 労働政策研究・研修機構		○今村 肇 東洋大学経済学部総合政策学科教授 酒井 一博 公益財団法人大原記念労働科学研究所常務理事・所長 柴田 裕子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)新創設センター部長 園田 智昭※ 慶應義塾大学商学部教授 田宮 菜奈子 筑波大学医学医療系教授 中村 英夫 日本大学理工学部教授 宮崎 哲 公認会計士	小西 康之 明治大学法学部教授 志藤 洋子 国際長寿センター事務局長 関口 和代 東京経済大学経営学部教授 高田 一夫 一橋大学名誉教授 戸田 淳仁 リクルートワークス研究所主任研究員・主任アナリスト 松尾 清一※ 名古屋大学総長
	年金WG 年金積立金管理運用独立行政法人	大野 早苗 武蔵大学経済学部教授 園田 智昭※ 慶應義塾大学商学部教授 光多 長温 公益財団法人都市化研究公室理事長 ○山口 修 横浜国立大学名誉教授・帝京大学経済学部教授	川北 英隆 京都大学名誉教授・京都市立大学大学院経営管理研究部客員教授 引間 雅史 上智大学特任教授・上智学院財務担当理事補佐 安浪 重樹 公認会計士
地域医療機能推進WG 地域医療機能推進機構		大西 昭郎※ 明治大学国際総合研究所客員研究員 柿崎 明二 共同通信社論説委員 坂井 茂子 明治国際医療大学看護学部看護学科講師 藤本 晴枝 NPO法人地域医療を育てる会理事長	押淵 徹 公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会会長 亀岡 保夫※ 公認会計士 ○福井 次矢 聖路加国際大学学長・聖路加国際病院院長

○ WG主査。
※ 松尾構成員は国立病院WG及び労働WG、亀岡構成員は国立病院WG及び地域医療機能推進WG、大西構成員は国立病院WG及び地域医療機能推進WG、園田構成員は医療・福祉WG、労働WG及び年金WGを兼務。

(五十音順、敬称略)

独立行政法人評価に関する有識者会議 開催日程

別添2

【平成28年7・8月開催】

平成28年7月19日現在

WG	開催回数	開催日	開催時間	開催場所	意見聴取事項
国立病院WG	第2回	8月2日(火)	13:00 ～ 16:00	厚生労働省 専用第14会議室(12F)	【国立病院機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
医療・福祉WG	第4回	8月3日(水)	10:00 ～ 12:00	中央労働委員会 講堂(7F)	【福祉医療機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
医療・福祉WG	第5回	8月15日(月)	10:00 ～ 12:00	厚生労働省 共用第6会議室(3F)	【医薬品医療機器総合機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
医療・福祉WG	第6回	8月18日(木)	15:30 ～ 17:30	厚生労働省 共用第8会議室(19F)	【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第8回	7月25日(月)	15:00 ～ 17:00	厚生労働省 共用第9会議室(19F)	【労働政策研究・研修機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第9回	7月26日(火)	16:00 ～ 18:00	中央労働委員会 612会議室(6F)	【労働安全衛生総合研究所】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第10回	7月27日(水)	10:00 ～ 12:00	中央労働委員会 講堂(7F)	【勤労者退職金共済機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第11回	8月8日(月)	14:00 ～ 17:00	厚生労働省 専用第20会議室(17F)	【高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第12回	8月9日(火)	15:00 ～ 17:00	中央労働委員会 講堂(7F)	【労働者健康福祉機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
労働WG	第13回	8月12日(金)	9:30 ～ 12:00	厚生労働省 共用第6会議室(3F)	【労働政策研究・研修機構】 ・中期目標期間見込評価に係る意見
労働WG	第14回	8月16日(火)	14:00 ～ 16:00	厚生労働省 講堂(低層棟2F)	【労働安全衛生総合研究所】 ・中期目標期間実績評価に係る意見
年金WG	第3回	8月19日(金)	15:30 ～ 17:30	厚生労働省 専用第14会議室(12F)	【年金積立金管理運用独立行政法人】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見
地域医療機能推進WG	第2回	8月4日(木)	10:00 ～ 12:00	中央労働委員会 講堂(7F)	【地域医療機能推進機構】 ・平成27年度業務実績評価に係る意見

(注)開催日程は、現時点の予定であり、場合によって変更が有り得ることを予め御了承願います。

厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間・中長期目標期間

別添3

所管法人数:20法人(共管3法人を含む)

法人分類・法人名		H13.4.1	H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H17.10.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	H32.4.1	H33.4.1	H34.3.31
【中期目標管理法人】																							
国立病院機構																							
医薬品医療機器総合機構																							
福祉医療機構																							
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園																							
労働安全衛生総合研究所(注2)																							
労働者健康安全機構(注4)																							
勤労者退職金共済機構																							
高齢・障害・求職者雇用支援機構(注6)																							
労働政策研究・研修機構																							
水資源機構(注7)																							
農業者年金基金(注7)																							
年金積立金管理運用独立行政法人																							
地域医療機能推進機構(注8)																							
【国立研究開発法人】																							
国立健康・栄養研究所																							
医薬基盤・健康・栄養研究所(注10)																							
国立がん研究センター																							
国立循環器病研究センター																							
国立精神・神経医療研究センター																							
国立国際医療研究センター																							
国立成育医療研究センター																							
国立長寿医療研究センター																							
日本医療研究開発機構(注12)																							

注1) 網掛け部分は既に終了した中期目標期間である。

注2) 労働安全衛生総合研究所は、産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月1日に設立。

注3) 産業安全研究所と産業医学総合研究所の中期目標期間である。

注4) 労働者健康安全機構は、労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所を統合し、平成28年4月1日に設立。

注5) 労働者健康福祉機構の中期目標期間であるが、平成28年4月1日以降は労働者健康安全機構の中期目標期間である。

注6) 平成23年10月1日に廃止された雇用・能力開発機構から職業能力開発等の業務の移管に伴い、平成23年10月1日より高齢・障害者雇用支援機構から高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称を変更。

注7) 水資源機構は国土交通省、農林水産省、経済産業省との共管法人、農業者年金基金は農林水産省との共管法人。

注8) 地域医療機能推進機構は、年金・健康保険福祉施設整理機構を改組し、平成26年4月1日に設立。

注9) 年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標期間である。

注10) 医薬基盤・健康・栄養研究所は、医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所を統合し、平成27年4月1日に設立。一部業務について内閣府(消費者庁)との共管。

注11) 医薬基盤研究所の中期目標期間である。

注12) 日本医療研究開発機構は平成27年4月1日に設立。内閣府、文部科学省、経済産業省との共管法人。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

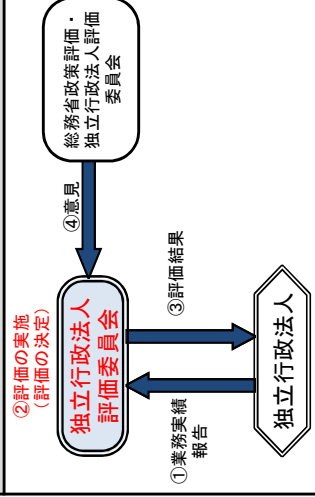
- 業務の特性に応じて法人を3分類（中期目標管理法、行政執行法人、国立研究開発法人）
- OPDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
 - ・主務大臣は、指針に基づき、目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施（各府省の独立行政法人評価委員会は平成26年度末をもって廃止）。
 - ・主務大臣は、研究開発に関する審議会において、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業に関する目標・評価に関して、意見を聴取。
 - ・総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の業績評価結果等を点検。

独立行政法人の評価に関する指針（ポイント）【平成26年9月2日総務大臣決定】

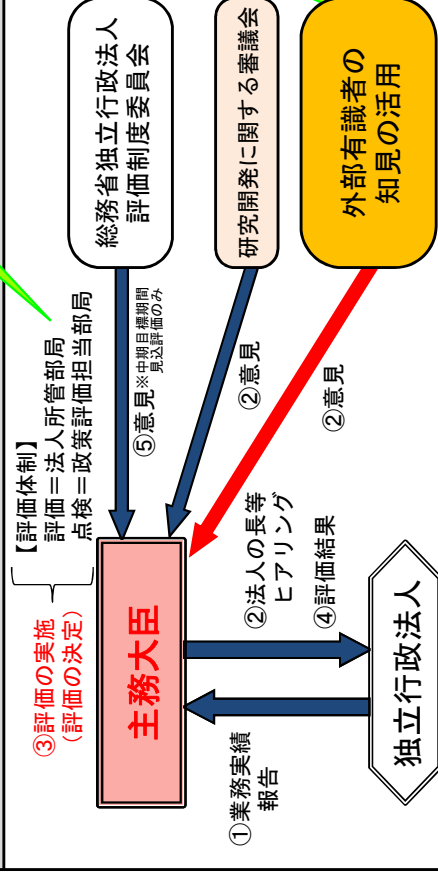
- 政策に関する責任の一貫性や評価の的確性を確保するため、法人所管部局が法人の評価を実施
- ・評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局において評価結果を点検。
- ・評価の実効性を確保するため、必要に応じて外部有識者の知見を活用。

< 参考 >

平成26年度までのスキーム



評価のスキーム（平成27年4月1日～）



厚生労働省においては、10の中期目標管理法と7つの国立研究開発法人を所管。

〔省内の評価体制〕

評価＝法人所管部局
点検＝政策統括官

〔省内での対応〕

以下の会議をそれぞれ新設・活用。

【中期目標管理法】

- ・独立行政法人評価に関する有識者会議

【国立研究開発法人】

- ・研究開発に関する審議会

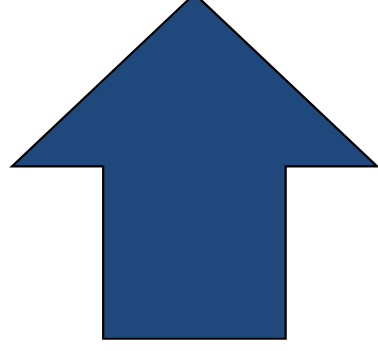
厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用（意見聴取）

別添5

【厚生労働省所管法人】 ※H28. 4. 1 現在

〔中期目標管理法〕

国立病院機構
医薬品医療機器総合機構
福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働者健康安全機構 ※労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構を平成28年4月に統合
勤労者退職金共済機構
高齢・障害・求職者雇用支援機構
労働政策研究・研修機構
年金積立金管理運用独立行政法人
地域医療機能推進機構



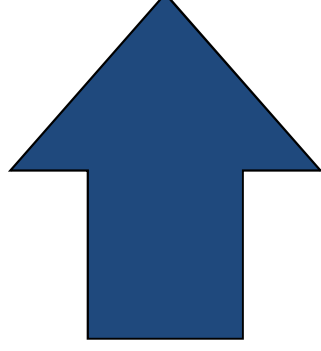
【外部有識者からの意見聴取】

独立行政法人評価に
関する有識者会議

研究開発に関する審議会

〔国立研究開発法人〕

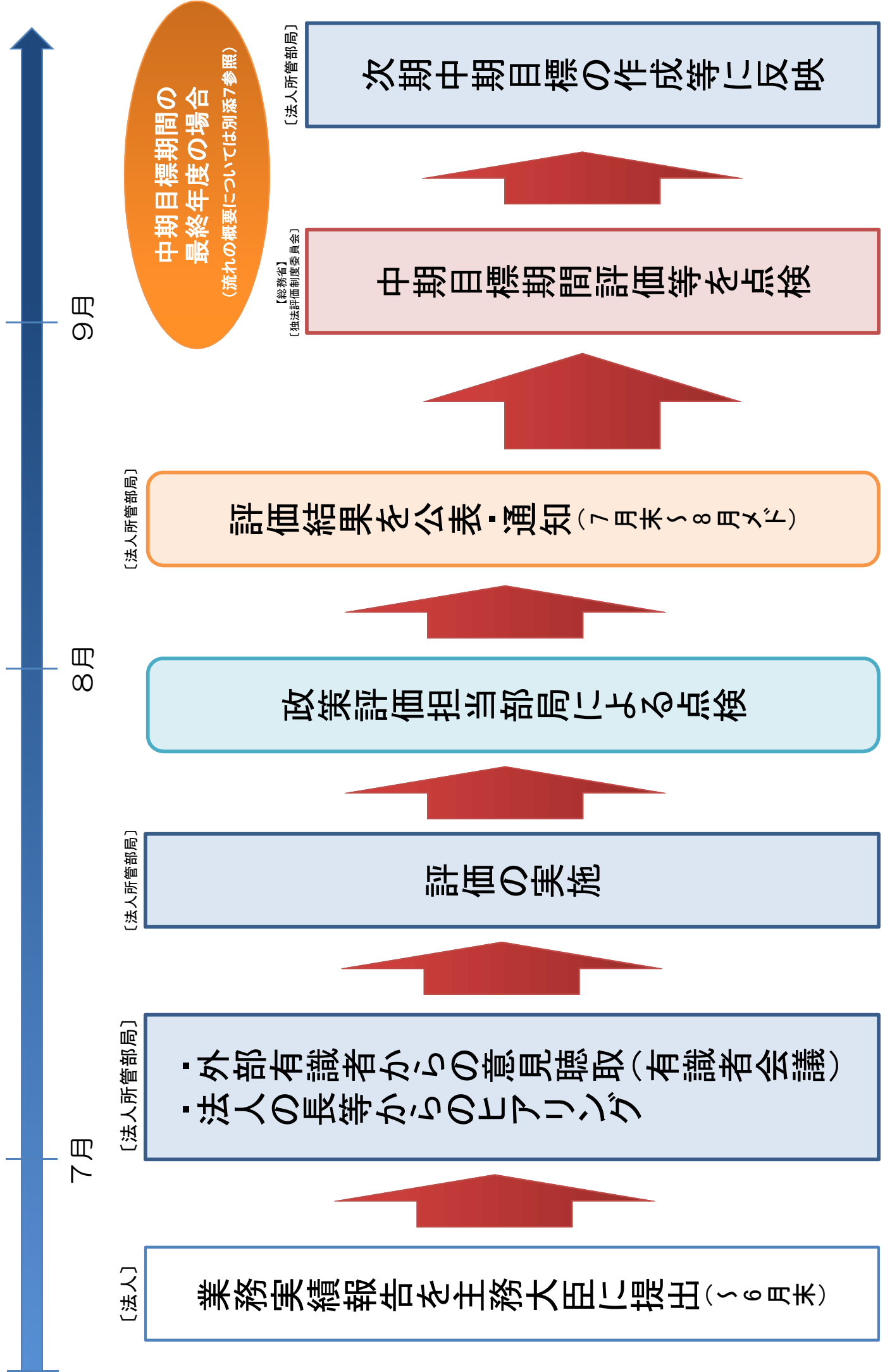
医薬基盤・健康・栄養研究所
国立高度専門医療研究センター6法人 (がんC・循環器C・精神C・国際C・成育C・長寿C)



※厚生労働省所管法人については、行政執行法人(単年度管理型)は該当なし。

独立行政法人の評価スケジュール

別添6





○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号) (抄)
(平成27年4月1日施行)

(評価等の指針の策定)

第二十八條の二 総務大臣は、第二十九條第一項の中期目標、第三十五條の四第一項の中期目標及び第三十五條の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二條第一項、第三十五條の六第一項及び第二項並びに第三十五條の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九條第一項の中期目標、第三十五條の四第一項の中期目標及び第三十五條の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二條第一項、第三十五條の六第一項及び第二項並びに第三十五條の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(中期目標)

第二十九條 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならぬ。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)(抄)
(平成27年4月1日施行)

(評価等の指針の策定)

第二十八條の二 総務大臣は、第二十九條第一項の中期目標、第三十五條の四第一項の中期目標及び第三十五條の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二條第一項、第三十五條の六第一項及び第二項並びに第三十五條の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九條第一項の中期目標、第三十五條の四第一項の中期目標及び第三十五條の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二條第一項、第三十五條の六第一項及び第二項並びに第三十五條の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二條 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならぬ。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評価を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならぬ。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

※委員会・・・独立行政法人評価制度委員会（総務省）

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)(抄) (平成27年4月1日施行)

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2、3 (略)

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人（独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 (略)

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

15

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとき、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

○ 監事監査指針（平成26年12月19日 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）（抜粋）

Ⅶ. 監査の報告

2. 監査報告の作成・提出

(1) 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、法人の長及び主務大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

(2) 監査報告には、主務省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

3. 監査報告の公表及び周知

監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

4. 意見の提出及びその後の確認

監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、法人の長又は主務大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。